

国住参マ第80-2号  
令和6年6月7日

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局長  
( 公 印 省 略 )

### マンション標準管理規約の改正について

マンション標準管理規約は、管理組合が、それぞれのマンションの実態に応じて管理規約を制定、変更する際の参考として、作成、周知しているものであり、これまで、マンションに関する法制度の改正や、マンションを取り巻く情勢の変化等に対応して見直しを行ってきたところです。

マンションを巡っては、建物の高経年化と居住者の高齢化の「2つの古い」が進行し、これに伴い様々な課題が顕在化しつつあります。こうした状況に対応するため、国土交通省では、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、令和5年8月に、マンション政策全般にわたる議論のとりまとめが行われました。また、同年10月には、検討会のとりまとめに基づき「標準管理規約の見直し及び管理計画認定制度のあり方に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）が設置され、令和6年6月7日に議論のとりまとめが行われたところです。

今般、WGにおける議論のとりまとめ及びパブリック・コメントの結果等を踏まえ、マンション標準管理規約（単棟型（別添1）、団地型（別添3）、複合用途型（別添5））及びマンション標準管理規約コメント（単棟型（別添2）、団地型（別添4）、複合用途型（別添6））を改正しましたので、通知します。

については、貴団体の事業の実施に当たり、今回の改正の趣旨をご理解の上、マンションの管理規約に関係する者に対してマンション標準管理規約を周知いただくよう、特段のご配慮をお願いします。